

発行/ 芦屋市役所(広報課)
TEL.0797 31 2121 FAX.0797 38 2152
〒659 8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
ホームページ
http://www.city.ashiya.hyogo.jp/
メールアドレス
info@city.ashiya.hyogo.jp



芦屋川(橋手橋より)

ご存じですか？ 減免・軽減制度

問い合わせ 行政経営課 ☎38-2005

市では、市税をはじめ介護保険料や使用料・手数料などに負担を軽減する減免制度や非課税の制度を設けています。

今回は、主に高齢者や障がいをお持ちのかたを対象にした減免制度などの概要をお知らせします。制度を受けていただくにはそれぞれ申請書等を提出(提示)していただく必要がありますので、詳細については各担当へお問い合わせください。

主な施設 使用料等の 減額・免除

社会教育関係施設

市民センター

問い合わせ ☎314995

【施設使用料の減免】 休館 火曜日
対象 社会教育関係団体に登録している団体および市民センター指定団体

概要 市民センター(市民会館・公民館)で社会教育に関する事業を行う場合に、施設使用料の三割を減免

申請 使用許可申請書に必要事項を記入し、社会教育関係団体の登録承認書または指定団体の承認書を窓口へ提示

【駐車場使用料】

対象 身体障害者福祉法施行規則別表にある身体障害一級から四級までの身体障がいのあるかたが自ら運転する自動車
当該障がい者の介護者が

体育館・青少年センター

【施設使用料の減免】 休館 月曜日
対象 社会教育関係団体に登録している団体

概要 対象団体が、社会教育に関する事業を行う場合に、施設使用料の三割を減免

申請 使用許可申請書に必要事項を記入し、社会教育関係団体の登録承認書を窓口へ提示

問い合わせ ☎318228

概要 使用料の三割を減免

申請 使用許可申請書に必要事項を記入し、社会教育関係団体の登録承認書を窓口へ提示

健康推進等関係施設

保健センター

問い合わせ ☎311586

【使用料免除】
対象 七十歳以上のかた、または市民税が非課税世帯のかた等

概要 運動する自動車

【施設使用料の減免】 休館 月曜日
対象 身体障害者手帳または身体障がい者であることを証する書類を提示

平日・土曜 午前九時～午後九時二十分
日曜・祝日 午前九時～午後五時まで

美術博物館 谷崎潤一郎記念館

美術博物館 ☎385432
谷崎潤一郎記念館 ☎235852

【観覧料半額免除】 休館 月曜日
対象 市内在住の六十五歳以上のかた、および市内在住で身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかた

概要 観覧料を半額免除
申請 年齢の確認できるもの(免許証等)または当該手帳証明できるもの等をそれぞれの施設窓口で提示

開館時間 午前十時～午後五時

休日応急診療所

問い合わせ ☎212782

【手数料免除】

概要 診療報酬、および診断書・証明書発行手数料を全額免除
要件 「生活保護法」の規定による医療扶助を受けているかた、または納付する資力がないかたと認められるとき

申請 印鑑を持参の上、「休日応急診療所使用料免除申請書」を休日応急診療所へ提出

海浜公園プール

問い合わせ ☎228861

【使用料半額免除】 休館 月曜日
対象 市内在住の六十五歳以上のかた

概要 市内在住で身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかた

申請 療育手帳に第一種の記載

開館時間 平日土曜 午前十時～午後九時

その他の公共施設

あしや温泉

問い合わせ ☎320204

【市民の入浴料減額】

対象 六十五歳以上、十二歳以上の心身に障がいのあるかた
六歳以上、十二歳未満の心身に障がいのあるかた
六歳未満の心身に障がいのあるかた

概要 三百八十円を二百六十円に減額

申請 年齢の確認できるもの(免許証等)・障害者手帳などを提示

自転車駐車場

JR芦屋駅北 ☎312988
JR芦屋駅南 ☎325569
阪神打出駅 ☎236570
阪神芦屋駅南 ☎317343
阪急芦屋川駅北 ☎221495

対象 生活保護世帯のかた、身体障害者手帳を交付されたかた、学生のかた

概要 のかたは定期使用料の半額を減額、のかたは定期使用料の三割を減額します

申請 各自転車駐車場へ

営業時間 午後二時～十時
休業日 毎週火曜日(第一・三水曜日)
(ただし祝日の場合は営業)
および一月一日～三日